

徳島県告示第六十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和五年度前期技能検
定を次のとおり実施する。

令和五年三月一日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装、フラワー装飾	三級	令和五年七月九日（日曜日）	令和五年六月六日（火曜日）から同年九月十日（日曜日）まで（造園職種及びとび職種において日程を延期する場合には、令和五年九月十一日（月曜日）から同年十一月十五日（水曜日）まで）	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十五歳未満の者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四十条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十五歳未満の被保険者」という。）が二級又は三級を受ける場合にあつては、六千百円） その他の職種 一万八千二百円（二十五歳未満の被保険者が二級又は三級を受ける場合にあつては、九千二百円）
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形（真空成形に限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に限る。）、塗装（木工塗装、建築塗装及び金属塗装に限る。）	一級及び二級	令和五年八月二十日（日曜日）				
金属熱処理	三級					
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに限る。）、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に限る。）、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に限る。）	一級及び二級	令和五年八月二十七日（日曜日）				三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。） 全職種 四千四百円（二十五歳未満の被保険者が

<p>園芸装飾、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に限る。）、建築板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに限る。）、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に限る。）、表装（壁装に限る。）、フラワ ー装飾</p>	<p>一級及び二級 令和五年九月三日（日曜日）</p>	<p>受ける場合にあつては、 二千九百円）</p>
<p>枠組壁建築、塗料調色</p>	<p>単一等級</p>	

二 受検申請書の提出期間

令和五年四月三日（月曜日）から同月十四日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十四日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会に配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百四十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二一 二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八 六六三 二三一六）に問い合わせること。